

## 公文書公開条例の改正に対する意見について

「公文書公開条例改正」に対する意見募集の結果について、いただいたご意見に対する町の考え方を公表します。

実施期間 平成 21 年 7 月 1 日～平成 21 年 7 月 31 日

( 1 件 5 項目 )

| 項目               |     | 意見内容                                                                                         | 町の考え方                                                                                                               |
|------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的               | (1) | 知る権利と説明責任を並記すべきではないか。                                                                        | 知る権利については、具体的な権利内容ではないため、より手続きについて主眼をおいたものと考えています。                                                                  |
| 対象               | (1) | 磁気テープそれ自体も対象とする場合、どのような公開方法か、具体的な方策も条例以外でも規定すべきではないか。                                        | 規則等で具体的に公開する方法について定めることを考えています。                                                                                     |
| 情報の存否に関する情報      | (1) | 請求を拒否する根拠が曖昧になる可能性がある、不服申立てが可能か。                                                             | 存否自体を明らかにできない情報の取扱いについて定めたもので、その運用にあたっては十分に検討を行い、明らかに特定の個人の生命、身体、名誉が侵害されるかどうかについて厳密な判断をしていく必要があると考えています。不服申立ては可能です。 |
| 請求手続             | (1) | 請求書に不備がある場合としているが、窓口で指摘できない不備がありうるのか。<br>請求に対する決定期間を 10 日にしても、請求書に不備を理由に期間が延長される恐れがあるのではないか。 | 請求者の範囲が何人もとなったことから、窓口以外の申請方法も考えています、そのため申請書からではいかなる行政情報かわからない場合があります。その際に拒否ということではなく、開示請求者に補正を求めるものと考えています。         |
| 出資団体等と指定管理者の情報公開 | (1) | 公共施設内に事務局をおく団体については出資の有無を問わず、対象とすべきではないか。                                                    | それぞれの法的性格、業務の内容、町との関係は様々であり、それゆえ、町の情報公開に努めるべきことが求められています。しかし一律に適用することは、適切とは言えないと考えています。                             |